

【新型コロナウイルス】本邦入国時の検査証明所定フォーマット利用の勧奨等

2021年4月19日
在ブリスベン総領事館

●本邦入国に必要となる出国前のCOVID-19検査証明に関し、出国時の搭乗手続きや本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐるトラブルや混乱等が確認されています。

4月19日（月）から、本邦入国時の検疫におけるCOVID-19検査証明の確認が一層厳格化されております。無用な混乱を避けるためにも、厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得するようお願いいたします。

水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

1 厚生労働省が指定するフォーマットではない、任意フォーマットの検査証明を取得する場合、航空機の搭乗時及び本邦入国時の検査証明の内容確認に時間を要したり、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがありますので、予めご理解下さい。

2 厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、本邦検疫及び各航空会社は無効なものと取り扱われるため、入国者は

- (1) 厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法等検査の内容を十分に理解する
- (2) 所定の要件を満たす検査を受ける（類似の名称の検査方法が複数存在するため、検査時に十分注意）
- (3) 交付された検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか、自ら確認する（任意様式の場合は必要情報の該当箇所にマーカーをする等）

など、自らの責任において有効な検査証明書を準備の上、空港チェックインカウンターに持参いただく様をお願いします。

また、検査証明の確認については以下のQ&Aもご参照下さい。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/QandA19042021.pdf>

3 現在、日本への入国には、国籍を問わず、検査証明書の提示、誓約書の提出、スマートフォンの携行及び必要なアプリの登録・利用、質問票の提出が必要です。この度、以下の厚生労働省ホームページに必要アプリが利用可能なスマートフォンのOSバージョンが明記されましたのでご覧下さい。

○スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

○厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法の早見表

日本語 : <https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

英 語 : <https://www.mhlw.go.jp/content/000770639.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所 : Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話 : 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

また、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html